

亀山市災害時協力井戸登録制度

1. 制度の目的

近年、全国各地で大規模な地震や豪雨災害が頻発しており、災害時の断水によってトイレや洗濯、お風呂といった生活用水の確保が大きな課題となっています。

この教訓を踏まえ、亀山市では、災害による断水時に市民の皆様の生活用水を確保するため、市内の井戸を「災害時協力井戸」として事前に登録する制度を開始します。

この取り組みは、災害という困難な状況を、地域で支え合う「共助」の力で乗り越えるための重要な備えです。

2. 制度の概要

この制度は、井戸の所有者の皆様にご協力いただき、災害時に井戸水を無償で地域の方々に提供していただくものです。市は、ご協力いただける井戸を登録し、その情報を市民の皆様にご周知します。

登録の呼びかけや申請の取りまとめは、地域の実情を最もよく把握されている各地区の自主防災会が主体となって進めます。

3. 登録の要件

ご登録いただける井戸は、次の要件をすべて満たすものとします。

1. 亀山市内に所在する井戸であること。
2. 現在、井戸として使用しており、今後も継続して使用する予定であること。
3. 災害時に、井戸水を無償で提供できること。
4. 井戸水をくみ上げるためのポンプや、つるべ等が設置されていること。
5. 井戸枠があるなど、安全に使用できる状態であること。
6. 井戸の所在地等を市のホームページや防災マップ等で公表することに同意いただけること。
7. 災害時に、地域住民が井戸水を利用するために、敷地内（井戸周辺）に立ち入ることに同意いただけること。

4. 登録から井戸水提供までの流れ

1. 協力依頼・申出：自主防災会から井戸所有者へ登録への協力をお願いします。所有者は「登録申請書」を自主防災会へ提出します。
2. 申請：自主防災会は、地域内の申請を取りまとめ、市（防災安全課）へ提出します。

3. 現地調査・登録決定：市は、申請内容に基づき井戸の状況（安全性など）を確認するための現地調査を行い、登録を決定します。
4. 周知：市は、登録された井戸の所在地を市のホームページや公開型地図情報システム等で公表し、市民の皆様へ周知します。
5. 災害時の提供：災害による断水が発生した場合、可能な範囲で地域住民へ井戸水を提供していただきます。

5. 安全・安心のためのルール（免責事項）

ご協力いただく皆様の善意を守るため、以下の点についてご理解ください。

- この制度で提供される井戸水は、飲用以外の生活用水（トイレ、洗濯、清掃など）を目的としています。
- 井戸は所有者様が管理するものであり、市が水質を保証するものではありません。
- 「災害時協力井戸」の利用によって、万が一利用者の身体や財産に被害が生じた場合でも、井戸所有者様の故意によるものでない限り、市及び所有者はその責任を負いません。

6. 登録申請について

井戸の登録にご協力いただける方は、お住まいの地区の自主防災会長までお申し出ください。

- 申請書様式（別紙）様式のとおり。

